



建設キャリアアップシステム インターネット申請ガイドンス

インターネット代行申請 事業者情報登録

2026年3月23日

一般財団法人建設業振興基金

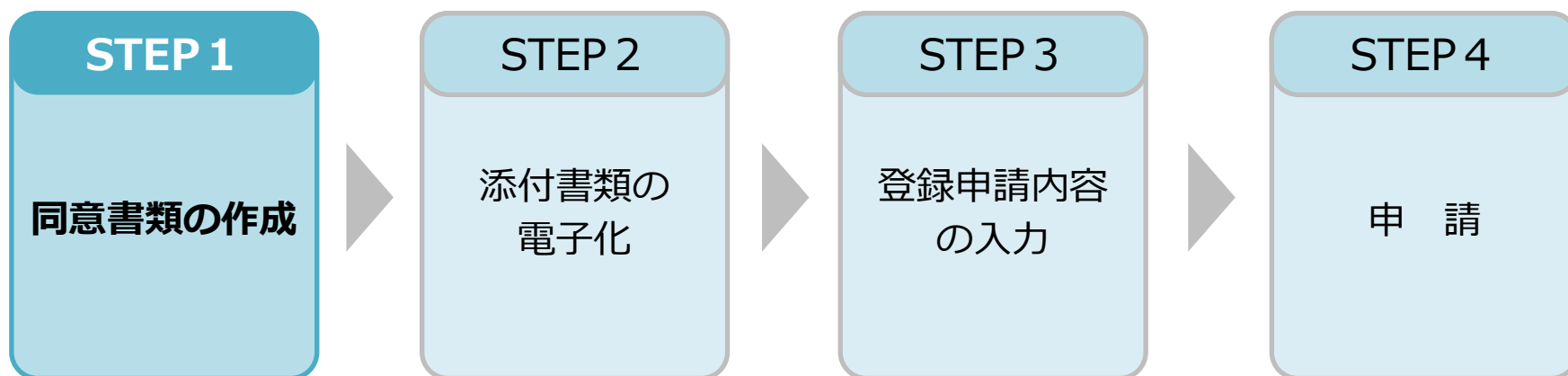
建設キャリアアップシステム事業本部

Section 2 事前準備、同意書類の作成と添付書類の電子化

建設キャリアアップシステムのインターネット代行申請を、4つのステップに分けて説明します。このセクションでは、「STEP 1 同意書類の作成」と「STEP 2 添付書類の電子化」について説明します。

STEP 1 同意書類の作成

処理ステップ



STEP 1

「STEP 1 同意書類の作成」では、代行申請事業者がシステムにログインし、**代行申請に必要な3つの同意書**（「代行申請同意書」、「個人情報取り扱い同意書」、「システム利用規約同意書」）を取得する方法とその記入方法などについて説明します。

STEP 1 同意書類の作成

同意書類の取得（ホームページから取得）

建設キャリアアップシステム

1

①建設キャリアアップシステムホームページで「各種資料」ボタンをクリックします。

CCUSについて

登録する

CCUSを使う

各種資料

説明会・サポート

FAQ（よくあるご質問）

ホーム > 各種資料

CCUS・登録運用関係資料

リンク用バナー

CCUS登録・運用関係資料

2

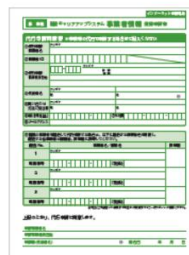
登録関係資料

代行申請同意書



/pdf_download/skill_register_all.php

技能者用代行申請同意書
個人情報取り扱い同意書
システム利用規約同意書
○手続き方法は下記を参照ください。
・インターネット代行申請
技能者情報登録



/pdf_download/business_register_all.php

事業者用代行申請同意書
個人情報取り扱い同意書
システム利用規約同意書
○手続き方法は下記を参照ください。
・インターネット代行申請
事業者情報登録

3

②開いたページで「登録関係資料」ボタンをクリックします。

③開いたページで「事業者用代行申請同意書」のリンクをクリックします。

④開いたページで「代行申請同意書」、「個人情報取り扱い同意書」、「システム利用規約同意書」の青い文字部分を右クリックし、「名前を付けてリンク先を保存」をクリックします。保存先フォルダを選んで「保存」ボタンをクリックすると、同意書ファイルが保存できます。
※左クリックでファイルを開いてから「ダウンロード」ボタンをクリックして保存することもできます。

建設キャリアアップシステム ファイルダウンロード

事業者用/新規登録申請/代行申請同意書

事業者用/新規登録申請/個人情報取り扱い同意書

事業者用/新規登録申請/システム利用規約



4-1

代行申請同意書



4-2

個人情報取り扱い同意書



4-3

システム利用規約同意書

直接ダウンロードする場合は右クリックでダウンロードしてください

閉じる

STEP 1 同意書類の作成

同意書類の取得（CCUSシステムから取得）

510_閲覧

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

620_施工体制登録

1

2

710_代行申請

10_同意書様式取得

20_技能者の新規代行

21_技能者の新規代行申請の修正

30_技能者の変更代行申請同意依頼

31_技能者の変更代行

32_技能者の変更代行申請の修正




33_技能者の代行申請の支払

34_技能者の簡略型から詳細型への移行

40_事業者の新規代行

代行申請 / 同意書様式取得 / 同意書の様式取得

建設キャリアアップシステム ファイルダウンロード

同意書様式取得	事業用/新規登録申請/代行申請同意書	事業用/新規登録申請/個人情報取り扱い同意書	事業用/新規登録申請/システム利用規約同意書
 <p>4-1 代行申請同意書</p>	 <p>4-2 個人情報取り扱い同意書</p>	 <p>4-3 システム利用規約同意書</p>	

直接ダウンロードする場合は右クリックでダウンロードしてください

[閉じる](#)

事業者用

新規登録申請

3 新規申請様式の一括DL

代行申請同意書

個人情報取り扱い同意書

システム利用規約同意書

ボタンを押すと各書類のイメージが表示されますので、印

[トップページへ](#)

- ①システムにログイン後、「710_代行申請」メニューをクリックします。
- ②「10_同意書様式取得」をクリックします。
- ③事業者用の「新規申請様式の一括DL」ボタンをクリックすると、ダウンロード画面が開きます。
- ④ホームページから取得の④と同じ操作を行い、同意書ファイルをダウンロードします。
※「代行申請同意書」等の個別名称ボタンをクリックすると、当該ファイルのみが表示されます。ダウンロード手順は、一括に同じです。

STEP 1 同意書類の作成

代行申請同意書

インターネット申請専用

事 新規 建設キャリアアップシステム 事業者情報 登録申請書

代行申請同意書 ※事業者の代行で申請する場合はご記入ください

①代行申請 事業者名	フリガナ		
②事業者ID			
③代行申請 事業者所在地	フリガナ	都 道 府 県	
④代表者名	フリガナ 姓	名	印
⑤問い合わせ 対応ご担当者	フリガナ 姓	名	
⑥電話番号 (請求先)		⑦FAX番号	
⑧メールアドレス			

⑨複数の事業者を経由して代行申請する場合は、以下に経由する事業者名を明記し、経由する各事業者は確認後、押印欄に押印してください。

経由 No.	事業者名/部署名	押印欄
1	フリガナ	
電話番号	ご担当者名	
2	フリガナ	
電話番号	ご担当者名	
3	フリガナ	
電話番号	ご担当者名	

※4社以上を経由して依頼する場合は、本同意書をもう一枚コピーしてご記入ください

上記のとおり、代行申請に同意します。

申請事業者名	
申請事業者所在地	
申請者(代表者名)	印 署名日 年 月 日

注1：スタンプタイプの簡易印鑑での押印は、不可です。

注2：記名とは、署名以外で本人氏名を明記(ゴム印可)することです。

注3：代表者印は、法人は会社印(丸印、角印または代表者個人の認印)、個人事業者は認印です。

注4：「年」は、西暦、和暦どちらでも構いません。

① 代行申請事業者の記入欄

必須

代行申請事業者が、代行申請の事業者名やCCUS事業者IDなどを記入する欄です。FAX以外全項目の記入と代表者印注3の押印が必須です。

③ 経由する事業者の記入欄

技能者の所属する事業者以外に複数の事業者を経由して代行申請する場合に、事業者名や担当者名を記入します。全項目の記入と押印が必須です。印は、代表者印注3または担当者の認印です。(所属事業者と代行申請事業者が直接やり取りする場合は、記入は不要です。)

② 申請事業者の記入欄

必須

申請事業者が、代行申請の同意を表明するために、署名または記名・押印する欄です。「署名日」欄には、署名または記名・押印した年月日を記入してください。

STEP 1 同意書類の作成

個人情報取り扱い同意書・システム利用規約同意書

インターネット申請専用

事 新規 建設キャリアアップシステム 事業者情報 登録申請書

建設キャリアアップシステム個人情報取り扱い同意書

※ 申込全事業者必須

建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「建設キャリアアップシステム利用規約」に同意いただく必要があります。また、本財団は本システムに登録いただいた登録ユーザーの個人情報取り扱いについて下記のように定め、個人情報の保護に関する法律その他の関係する法令ならびに本財団規程などを遵守し、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

■個人情報の取り扱いについて (抜粋)

- 利用目的について
 1. 技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」(建設キャリアアップシステム個人情報保護方針 (http://www.kensestu-khin.or.jp/cas/profile/p-policy) の別表1に列挙する個人情報)をいう。以下同じ。)と「技能者就業履歴情報」(本財団個人情報保護方針の別表2に列挙する個人情報)をいう。以下同じ。)を以下のように本システムにおいて登録、蓄積及び最新の情報を更新するため。
 - 1-1. 技能者基本情報を、技能者 (又は技能者の委託を受けた所属事業者、事業者団体等) が本システムにおいて登録及び更新する。
 - 1-2. 技能者就業履歴情報を、技能者の所属事業者、元請等の事業者、技能者が本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。
 - 1-3. 技能者就業履歴情報を構成する「事業者情報」(本財団個人情報保護方針の別表3に列挙する個人情報)をいう。以下同じ。、「現場・契約情報」(本財団個人情報保護方針の別表4に列挙する個人情報)をいう。以下同じ。)を、技能者の所属事業者、元請等の事業者が本システムにおいて登録及び更新する。
 - 1-4. 技能者就業履歴情報、技能者基本情報、事業者情報及び現場・契約情報を、本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携 (共同利用) して本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。
 2. 1により登録及び蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を利用して、登録ユーザーが働いた技能者及びその所属する事業者を適切に把握及び評価するため。また、今後整備される技能者の技能評価及び施工能力評価の仕組みと連携して、技能者の雇用の安定や処遇を改善するため。
 - 2-1. 登録ユーザー間で技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を共有する (共同利用)。ただし、技能者が所属する事業者以外の事業者については、技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人又はその所属事業者が共有の同意をしない内容を除く。
 - 2-2. 技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人及びその所属事業者の同意している項目について、技能者の技能評価及び事業者の施工能力評価の仕組みの運営主体に対して、必要な範囲で提供する。
 3. 1により登録及び蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を利用して、より正確かつ効率的に、技能者が入場中、稼働中の現場において元請、上位下請事業者が工事現場の安全衛生の確保、社会保険の加入確認、建設業連合会共済制度における実証証書の適切な交付ができるように、現場の適切な管理と業務の効率化、工事品質の向上につなげるため。
 - 3-1. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報について、必要な範囲で、現場の元請、上位下請事業者及び技能者の所属事業者と共有する (共同利用)。
 - 3-2. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報について、本システムと本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携 (共同利用) する。

4. 登録手続、連絡、本人確認、事業者の特定その他本システムの適正かつ円滑な運用を確保するため。
5. 本システムの推進及び関係者に対する広報活動並びに本システムの改善に必要な調査のため。
6. 建設産業における課題などの調査・分析のため。

2 個人情報の共同利用について

1. 趣旨
利用目的1から3までと同じ
2. 共同利用する個人データの項目
①「技能者基本情報」
②「技能者就業履歴情報」
③「事業者情報」
④「現場・契約情報」
ただし、利用目的2-1に関しては、技能者が所属する事業者以外の事業者については、技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人又はその所属事業者が共有の同意をしない内容を除く。

3 共同利用する者の範囲と利用目的

- ①建設工事業務遂行のため、当該建設工事業務に従事し、又は従事しようとする技能者本人に関する技能者基本情報及び技能者就業履歴情報の全部若しくは一部を保有し、又は保有しようとしている、民間入退場管理システム、安全管理システム等 (本システムと連携する条件を満たすものとして本財団が認定したものに限る) の利用事業者及び運営事業者 (利用目的1-4及び3-2)
- ②本システムの登録ユーザー (利用目的2-1及び3-1)、ただし、利用目的3-1については、技能者が入場し、又はした現場の元請、上位下請事業者及び技能者の所属事業者に限る。
4. 当該個人データの管理について責任を有する者
①建設キャリアアップシステム 担当部長
②本財団が認定する民間システム ※認定システム名を別記

3 個人情報の第三者提供について

- 本財団は、以下のいずれかに該当する場合はを除き登録ユーザーの個人情報を第三者に提供しないものとす。
- ①登録ユーザーから事前に同意を得た場合
 - ②法令に基づき提供を求められた場合
 - ③人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、登録ユーザーの同意を得ることが困難である場合
 - ④公益増進の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、登録ユーザーの同意を得ることが困難である場合
 - ⑤国又は地方公共団体や法令の定め定める事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、登録ユーザーの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - ⑥利用目的の達成に必要な範囲において外部委託した場合
 - ⑦2 個人情報の共同利用について」の共同利用者の範囲に属する者に提供する場合は、本財団ホームページに掲載している「個人情報保護方針」、「建設キャリアアップシステムにおける個人情報取り扱いについて (利用目的)」、「共同利用について」、「個人情報の第三者提供について」をお読みください。

上記に記載の他、本財団ホームページに記載されている建設キャリアアップシステム個人情報保護方針等の内容を確認し、これに同意します。

署名または記名押印

署名または記名押印日 年 月 日

1

インターネット申請専用

事 新規 建設キャリアアップシステム 事業者情報 登録申請書

建設キャリアアップシステム利用規約同意書

※ 申込全事業者必須

建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「建設キャリアアップシステム利用規約」に同意いただく必要があります。また、本財団は本システムに登録いただいた登録ユーザーの個人情報取り扱いについて下記のように定め、個人情報の保護に関する法律その他の関係する法令ならびに本財団規程などを遵守し、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

■建設キャリアアップシステム個人情報保護方針

■建設キャリアアップシステムにおける個人情報取り扱いについて (別紙) (抜粋)

- 1 利用目的について
 - (1) 技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」(別表1に列挙する個人情報)をいう。以下同じ。)と「技能者就業履歴情報」(別表2に列挙する個人情報)をいう。以下同じ。)を以下のように本システムにおいて登録、蓄積及び最新の情報を更新するため。
 - (1)-1. 技能者基本情報を、技能者 (又は技能者) が本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。
 - (1)-2. 技能者就業履歴情報を、技能者のシステムにおいて登録、蓄積及び更新する。
 - (1)-3. 技能者就業履歴情報を構成する「事業者情報」(別表3に列挙する個人情報)をいう。以下同じ。、「現場・契約情報」(別表4に列挙する個人情報)をいう。以下同じ。)を、技能者の所属事業者が本システムにおいて登録及び更新する。
 - (1)-4. 技能者就業履歴情報、技能者基本情報、事業者情報及び現場・契約情報を、本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携 (共同利用) して本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。
 - (2) (1)により登録及び蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を利用して、登録ユーザーが働いた技能者及びその所属する事業者を適切に把握及び評価するため。また、今後の施工能力評価の仕組みと連携して、技能者の雇用の安定や処遇を改善するため。
 - (2)-1. 登録ユーザー間で技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を共有する (共同利用)。ただし、技能者が所属する事業者以外の事業者については、技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人又はその所属事業者が共有の同意をしない内容については、技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人又はその所属事業者が共有の同意をしない内容を除く。
 - (2)-2. 技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人及びその所属事業者の同意している項目について、技能者の技能評価及び事業者の施工能力評価の仕組みの運営主体に対して、必要な範囲で提供する。
 - (3) (1)により登録及び蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を利用して、より正確かつ効率的に、技能者が入場中、稼働中の現場において元請、上位下請事業者が工事現場の安全衛生の確保、社会保険の加入確認、建設業連合会共済制度における実証証書の適切な交付ができるように、現場の適切な管理と業務の効率化、工事品質の向上につなげるため。
 - (3)-1. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報について、必要な範囲で、現場の元請、上位下請事業者及び技能者の所属事業者と共有する (共同利用)。
 - (3)-2. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報について、本システムと本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携 (共同利用) する。
 - (4) 登録手続、連絡、本人確認、事業者の特定を確保するため。
 - (5) 本システムの推進及び関係者に対する広報活動のため。
 - (6) 建設産業における課題などの調査・分析のため。

2 個人情報の共同利用について
(1) 趣旨
利用目的(1)から(3)までと同じ
(2) 共同利用する個人データの項目
①「技能者基本情報」
②「技能者就業履歴情報」
③「事業者情報」
④「現場・契約情報」
ただし、利用目的(2)-1に関しては、技能者が所属する事業者以外の事業者については、技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人又はその所属事業者が共有の同意をしない内容を除く。

①内容を确认后、申請事業者が、署名または記名・押印し、年月日を記入します。

注1：スタンプタイプの簡易印鑑での押印は、不可です。

注2：記名とは、署名以外で本人氏名を明記（ゴム印可）することです。

注3：代表者印は、法人は会社印（丸印、角印または代表者個人の認印）、個人事業者は認印です。

注4：「年」は、西暦、和暦どちらでも構いません。

上記に記載の他、本財団ホームページに記載されている建設キャリアアップシステム利用規約の内容を確認し、これに同意します。

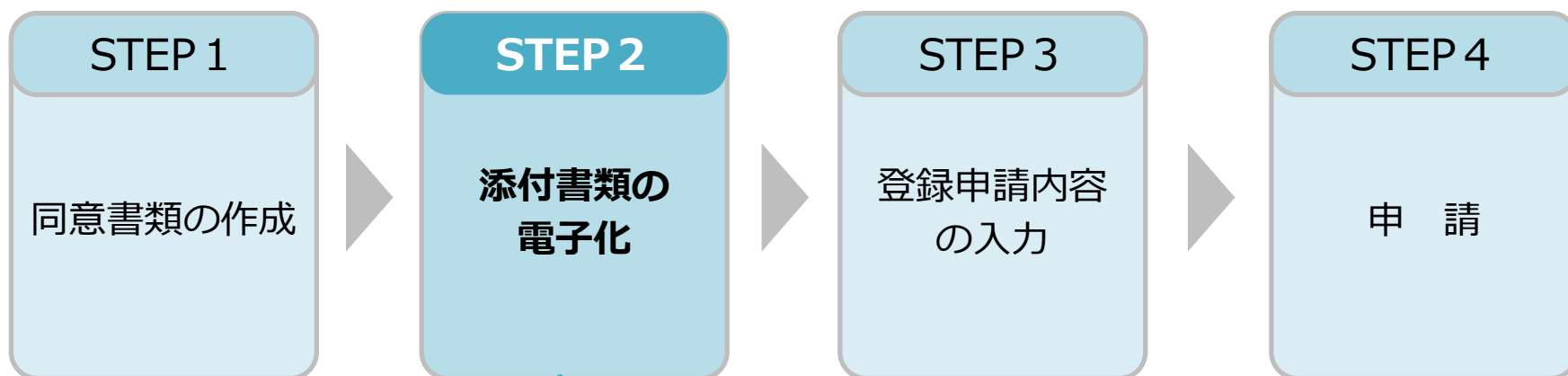
代表者署名または代表者記名押印

代表者署名または代表者記名押印日 年 月 日

1

STEP 2 添付書類の電子化

処理ステップ



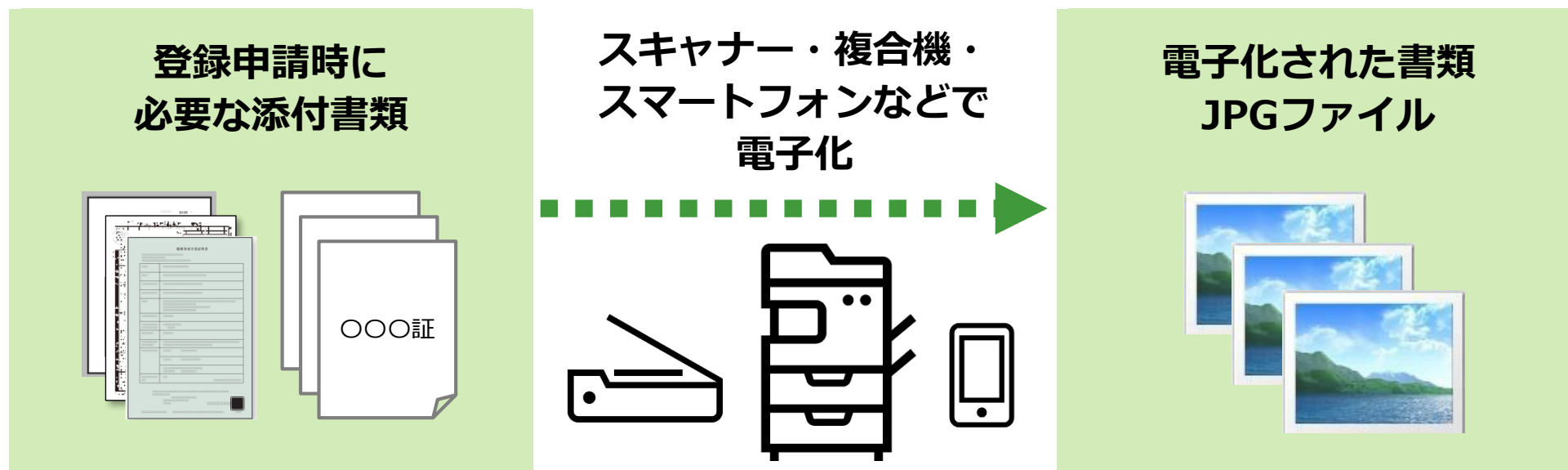
STEP 2

「STEP 2 添付書類の電子化」では、添付書類の電子化について説明します。

STEP 2 添付書類の電子化

ご準備いただいた添付書類は、登録申請の際に**JPG形式 (JPEG形式)** の電子ファイルとして添付し、登録します。

※JPG形式 (JPEG形式) とは、画像を圧縮し、ファイルサイズを小さくしたデータのことです。



- 電子化したファイルの画像や文字が正しく読み取れることを確認してください。
- 添付ファイルの名前を、書類の内容を示す分かりやすいファイル名に変更することで、書類を添付する際、スムーズにファイルを選択できます。
- 申請登録の際に添付しやすいよう、電子ファイルは、申請を行うパソコンやスマートフォンなどに保存してください。

以上で、Section2の説明を終了します。